(2)　3の㈠に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。）　当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの
(3)　3の㈡に掲げる用途　教室
(4)　3の㈢に掲げる用途　病室その他これに類する居室
5　法第七九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する雨水貯留浸透施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とすることとした。（第二四条関係）

二　下水道法施行令の一部改正関係
1　指定都市が設置する公共下水道の事業計画のうち、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（2において「計画降雨」という。）の設定又は変更のみの変更に係る事業計画を定めようとするとき等は、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないこととした。（第四条の二第一号ハ関係）
2　計画降雨の設定又は変更等に係る公共下水道の事業計画の変更をしようとするときは、事業計画を定めようとするときと同様の協議等を要することとした。（第五条の二第六号関係）
3　雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助（第一七条の六関係）
㈠　下水道法第二五条の一五の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とすることとした。
㈡　下水道法第二五条の一五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、㈠に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とすることとした。
4　地方公共団体の条例で定める都市下水路の維持管理の基準の参酌基準として、排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管の点検は、一年に一回以上行うことを定めることとした。（第一八条関係）

三　河川法施行令の一部改正関係
河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則として、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、流域及び災害の発生を防止すべき地域の現在及び将来の気象の状況等を総合的に考慮すること等を定めることとした。（第一〇条第一号関係）

四　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係
1　広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、浸水被害防止区域における特定開発行為に係る許可等を追加することとした。（第二条の五第一八号の二関係）
2　宅地の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、浸水被害防止区域における特定開発行為に係る許可等に関する事項の概要を追加することとした。（第三条第一項第一九号の二関係）

五　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係
広告の規制等に係る許可等の処分に、浸水被害防止区域における特定開発行為に係る許可等を追加することとした。（第七条第二二号の二関係）

六　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係
居住誘導区域を定めない区域として、浸水被害防止区域を追加することとした。（第三〇条第五号関係）

七　施行期日
この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年一一月一日）から施行することとした。

◇都市計画法施行令の一部を改正する政令（政令第二九七号）（国土交通省）
1　都市計画法第三四条第一一号の条例で指定する土地の区域に、原則として、浸水被害防止区域を含まないこととした。（第二九条の九関係）
2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（政令第二九八号）（財務省）
1　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三一号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二九年政令第一一四号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三一年政令第一〇二号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）
2　この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年一一月一日）から施行することとした。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二九九号）（農林水産省・国土交通省）
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三四号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

◇郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇〇号）（内閣官房）
1　特例支払条項付保険等その他の用語の意義を変更することとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（政令第三〇一号）（厚生労働省）

一　医師法の一部改正に伴う経過措置
1　厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法第一七条の二第一項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第五条の規定による改正後の医師法第一七条の二第一項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができるものとすることとした。（第一条第一項関係）
2　厚生労働大臣は、改正法第六条の規定による改正後の医師法第一一条第一項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第六条の規定による改正後の医師法第一一条第二項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができるものとすることとした。（第一条第二項関係）

二　歯科医師法の一部改正に伴う経過措置
1　厚生労働大臣は、改正法第七条の規定による改正後の歯科医師法第一七条の二第一項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法の施行の日前においても、同条第二項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができるものとすることとした。（第二条第一項関係）
2　厚生労働大臣は、改正法第八条の規定による改正後の歯科医師法第一一条第一項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第八条の規定による改正後の歯科医師法第一一条第二項の規定の例により、医道審議会の意見を聴くことができるものとすることとした。（第二条第二項関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第三〇二号）（厚生労働省）
1　社会福祉連携推進法人のうち、定款において業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項を理事会において決議する旨、会計監査人を置く旨等を記載しなければならない法人の事業の規模について、最終事業年度の収益が三〇億円又は負債が六〇億円を超える規模とすることとした。（第三三条関係）